

早寝・早起き・朝ご飯＋運動で生活のリズムを整えましょう！

生活指導だより
第65号

そろえる

溝 辺 中 学 校
令和5年11月20日発行

早いもので、今年もあとわずか、2学期に登校するのも24日となりました。12月というと「師走」「学期末」「大掃除」「クリスマス」「大晦日」など、いろいろなことばが頭に浮かびます。慌ただしくときが流れてゆき、あっという間に「正月」を迎えることになるのではないのでしょうか？しかし、この時期は1年を締めくくる大切な時期です。これまでの学校生活を振り返り、あらためて気を引き締め直し、最後のまとめをしっかりとしましょう。

12月の「そろえる」は『時間（とき）』です。時間にけじめをつけ、引きしまった姿で1年を終えましょう。11月の「そろえる」の『姿勢』についても意識しましょう。

さて、寒さが厳しくなってきました。防寒着やマフラーなどの着用について確認しましょう。詳細は下記のとおりです。決まり事を確認しましょう。保護者の皆様は、登校の際の見届けや声かけをお願いします。

《 防 寒 着 の 約 束 》

- 1 期間について 11月21日（火）～ ※終わりは時期をみて判断します
- 2 色について 白・黒・茶・灰・紺の単色とし、派手でないもの
- 3 着用について 「校内では着用しない」生徒玄関で着脱すること
 - (1) マフラー・ネックウォーマー
○150cm以下、自転車通学生はネックウォーマーを推奨する
 - (2) 防寒着・手袋
○インナーの着用を認めるが、ハイネックやパワーパンツは禁止
○部活動でそろえているジャンパー等はOK
○部活動生以外は、担任へ相談
 - (3) 耳当て
○安全のため、音が十分聞こえるものとする
 - (4) タイツ※特に寒いときに防寒対策として認める→行事によって制限有り
○無地黒色、80デニール以上、絵柄やレンギスなどは不可
女子のみ着用を認める
 - (5) リップクリーム ○無色・無香料とする
 - (6) 使い捨てカイロ
○カイロを携帯する場合は、見えないようにする。校内で捨てない、持ち帰り自宅で処分すること



裏面に「霧島市児童・生徒の健全育成申し合わせ事項」〈冬休み編（保護者・地域）〉を掲載してあります。御家庭でご確認ください。

令和5年度 霧島市児童・生徒の健全育成申し合わせ事項(案) ＜冬休み編(保護者・地域)＞

◎児童・生徒の健全育成のために、次のことを申し合わせました。

保護者・地域のみなさんの御協力をよろしくお願いします。

- 1 各種青少年活動(子ども会・地域行事等)に、積極的に参加させましょう。
- 2 交通ルールや交通マナーを遵守させましょう。自転車に乗るときは、保険に加入するとともに、小・中学生にはヘルメットを着用させましょう。(R5. 4. 1 道路交通法第63条の11)
- 3 冬休み中は、小・中学生は午後5時までに帰宅させましょう。
- 4 外出する際は、小学生・中学生ともに、時と場に応じた服装で外出させましょう。
- 5 ゲームコーナー(写真シール印刷機を含む)、カラオケボックスへは、保護者または責任のもてる大人と一緒にいっかせましょう。そして小学生は午後9時、中・高校生は午後10時までには帰宅させましょう。
- 6 初詣や初日の出は、保護者または責任のもてる大人と一緒にいっかせましょう。
- 7 ゲームセンター、インターネットカフェ等への出入りは、保護者または責任のもてる大人と一緒にでもやめさせましょう。
- 8 エアガン、レーザーポインターによる遊びは、やめさせましょう。
- 9 悪書(鹿児島県指定の有害図書)や有害なゲームを追放しましょう。
- 10 酒類・たばこ等を、児童・生徒に買わせないようにしましょう。
- 11 SNSによる性被害や誹謗中傷、いじめ等の根絶を目指しましょう。
- 12 児童・生徒同士だけの外泊は、させないようにしましょう。

※ インターネット接続機器を使用している場合は、使用のルールやマナーを守らせましょう。

※ 「スマホ等、使い方のやくそく」より

きみのこと、傷つける書き込みはしないよ！ りかいてから使おう、モラル・マナー・危険性！
しっかり決めよう。家庭のルール！ 固もります。夜9時以降の使用禁止！

※ 高校生において、5・6・7については、学校により異なります。

※ 万引き等を発見された場合は、各学校へも御一報ください。

霧島市教育委員会

霧島市PTA連絡協議会

霧島市小・中・高等学校

霧島市校外生活指導連絡会

霧島市生活指導研究協議会

4 霧島市子ども会育成連絡協議会